

# 和歌山工業高等専門学校外国人研究員受入規則

制 定 令和4年5月19日

(趣旨)

**第1条** この規則は、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における学術研究の国際交流を推進するため、本校において研究活動に従事する外国人の学術研究者（本校に教職員として勤務する者を除く。以下「外国人研究員」という。）の受入れに関し必要な事項を定める。

(資格)

**第2条** 外国人研究員となることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、本校の教授、准教授、講師若しくは助教に相当する身分を有すると認められる者又はこれらに相当する研究業績を有すると認められる者とする。

- 一 外国の大学、高等学校その他研究機関等（以下「外国の大学等」という。）と独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）及び本校との交流協定に基づく外国人研究者
- 二 外国政府、国際機関、独立行政法人日本学術振興会その他国内外の公的機関の交流事業に基づく外国人研究者
- 三 前各号に掲げる者のほか、本校における学術研究の国際交流を推進する上で適当と認められる外国人研究者

(受入申請)

**第3条** 外国人研究員を受入れようとする各専門学科、総合教育科（以下「学科等」という。）の主任は、原則として受入れ希望日の3カ月前までに、外国人研究員受入申請書（別紙様式第1号）を校長に提出するものとする。ただし、本校が招へいする場合はこの限りでない。

- 2 外国人研究員受入申請書提出の際には、研究者調書（別紙様式第2号）、主要著書・論文などの抜刷、現在の研究分野の概要を併せて提出するものとする。ただし、前条第一号及び第二号による受入れについては、主要著書・論文などの抜刷は、所属機関の長の推薦状をもって代えることができる。

(受入期間)

**第4条** 外国人研究員の受入期間は、別に定めのある場合を除き、原則として1カ月以上1年以内とする。ただし、学科等の主任が必要と認めた場合は、受入期間を延長することができる。

- 2 学科等の主任は、受入期間を延長又は短縮しようとする場合は、外国人研究員受入期間変更申請書（別紙様式第3号）を校長に提出し、承認を得るものとする。

(受入教員)

**第5条** 受入学科等の主任は、外国人研究員の受入れに当たっては、当該学科等の教員のうちから、受入教員を定めるものとする。

- 2 受入教員は、外国人研究員の本校における研究活動等に対して助言を行うものとする。
- 3 外国人研究員の受入学科等は、受入教員を通じて、外国人研究員の研究上及び生活上必要な事項について助言を行うものとする。

(受入許可)

**第6条** 校長は、第3条の申請を受けたときは、国際交流委員会及び運営委員会の審議を経て受入れの可否を決定するものとする。

(受入条件)

**第7条** 外国人研究員の受入れに当たっては、次の条件を付すものとする。

- 一 機構及び本校の諸規則を遵守すること。
  - 二 本校は、給与を支給しないこと。
  - 三 本校は、渡航費、滞在費、研究に関する諸経費及びその他の費用を支給しないこと。
  - 四 原則として、本校は、住居を提供しないこと。ただし、提供する場合であっても、本校はその使用料を負担しないこと。
  - 五 受入れ期間中において、本校の責に帰さない事由により被った損害その他一切の不利益に対し、本校はその責を負わないこと。
  - 六 重大な過失により本校の施設・設備等を汚損、損傷又は滅失させたときは、その原状回復に必要な費用を弁償すること。
  - 七 その他校長が特に必要と認めたこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、交流協定を締結している外国の大学等に関しては、双方の合意に基づいてそれぞれの条件を確認して受入れるものとする。

(受入通知)

**第8条** 校長は、外国人研究員の受入れの可否を決定したときは、外国人研究員受入可否決定通知書（別紙様式第4号）により申請があった学科等の主任に通知するものとする。

(受入れの取消し)

**第9条** 校長は、外国人研究員が第7条の受入条件に違反し、又は本校の正常な運営に支障を生じさせたとき、あるいはそのおそれがあるときは、当該外国人研究員の受入れを取り消すことができる。

- 2 前項の規定に係る手続きは、第6条の規定を準用するものとする。

(研究への従事)

**第10条** 外国人研究員は、研究計画に従い、研究に従事するものとする。

(施設・設備等の利用)

**第11条** 外国人研究員は、本校の教育及び研究に支障のない範囲において、受入教員の指導の下に研究に必要な本校の施設・設備等を利用することができる。

- 2 外国人研究員に対し、国際交流会館を宿泊のために使用許可する場合の使用期間は、原則として3ヶ月以内とする。ただし、校長が特に必要と認めた場合は、使用期間を延長することができる。
- 3 前項の規定による宿泊については、和歌山工業高等専門学校国際交流会館管理運営規則の定めるところによる。

(研究の変更及び中止)

**第12条** 学科等の主任は、外国人研究員が研究を変更又は中止しようとする場合は、外国人研究員研究変更・中止申請書（別紙様式第5号）を校長に提出し、承認を得るものとする。

- 2 前項の規定に係る手続きは、第6条の規定を準用するものとする。

(知的財産の取扱い)

**第13条** 外国人研究員が、本校において行った研究活動により生じた知的財産の取扱いは、別に定めがある場合を除き、和歌山工業高等専門学校知的財産評価委員会規則に基づき取扱うものとする。

(招へい状)

**第14条** 校長は、外国人研究員を受入れる場合で、当該外国人研究員が出入国手続等に必要なることを理由として招へい状の依頼があったときは、これを発行することができる。

(報告)

**第15条** 外国人研究員の受入を終了したときは、学科等の主任は受入れ教員とともに、外国人研究員研究終了報告書(別紙様式第6号)により、速やかに校長に報告するものとする。

(証明書の発行)

**第16条** 校長は、外国人研究員が、その研究事項について証明を願い出たときは、証明書を交付するものとする。

(準則)

**第17条** 外国に長期間滞在する日本人研究者の受入れについては、この規則を準用する。

(事務)

**第18条** 外国人研究員に関する事務は、総務課が行う。

(その他)

**第19条** この規則に定めるもののほか、外国人研究員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年5月19日から施行する。

## 外国人研究員受入申請書

年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

学科等 (学科等)

職 名

氏名 (自署) (学科等の主任氏名)

このことについて、下記のとおり受入りたいので、申請します。

### 記

1 氏 名

2 学 歴

3 学位・取得年月日

4 現 職

5 研 究 課 題

6 受 入 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日

7 受入教員の職・氏名

8 旅費の出所 渡航費  
滞在費

9 研究費の有無 有 ・ 無  
研究費の出所

10 宿 泊 施 設

**研究者調書(新規・継続)**  
Researcher record (New・Continue)

1. Name (Please write it exactly as it appears in your passport):

In English letters

(ローマ字)

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

2. Nationality (国籍): \_\_\_\_\_ Sex (性別):  Male (男性)  Female (女性)

3. Date of Birth(生年月日):

\_\_\_\_\_/\_\_\_\_\_/\_\_\_\_\_, ( )  
Month (月) / Day (日) / Year (年) , Age (年齢)

4. Home Address (自宅):

\_\_\_\_\_  
Phone Number (電話): \_\_\_\_\_

Facsimile Number (ファックス): \_\_\_\_\_

E-mail Address (メールアドレス): \_\_\_\_\_

5. Present status (with name of school attending) (現在の身分):

\_\_\_\_\_  
6. Scheduled duration of stay at National Institute of Technology (KOSEN), Wakayama College (滞在予定期間):

From \_\_\_\_\_ until \_\_\_\_\_  
Month (月) / Date (日) / Year (年) Month (月) / Date (日) / Year (年)

7. Japanese Language Proficiency (日本語能力)

Excellent (優)  Good (良)  Fair (可)  Poor (不可)

8. Person(s) to contact in case of emergency: (緊急時の連絡先)

Full Name (氏名):

\_\_\_\_\_  
Address (住所):

\_\_\_\_\_  
Phone Number (電話): \_\_\_\_\_

Facsimile Number (ファックス): \_\_\_\_\_

E-mail Address (メールアドレス): \_\_\_\_\_

Relationship to you (本人との関係): \_\_\_\_\_

9. Field of research and major (現在の研究分野):

Statements must be typewritten or written in block letters in either Japanese or English. Additional sheets of paper may be attached if necessary.

(記入は日本語又は英語で、タイプ又は楷書によるものとする。必要な場合は用紙を追加してよい。)

① Field of research specialized in at your university (現在の研究分野):

.....  
.....

.....  
.....  
.....  
②Academic objectives and research plan at National Institute of Technology (KOSEN),  
Wakayama College (和歌山工業高等専門学校における研究目的と研究計画) :

Signature (署名)

I certify that all the information provided on this form and in the accompanying documents is complete and accurate to the best of my knowledge. I swear to comply with the rules and regulations of your organization and school during my stay.

(上記の申請内容には不備がなく正確な内容であることを証明します。滞在中は貴機構及び学校の規則に従うことを誓います。)

Date (申請年月日): \_\_\_\_\_

Signature (申請者署名): \_\_\_\_\_

## 外国人研究員受入期間変更申請書

年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

学科等 （学科等）

職 名

氏名（自署） （学科等の主任氏名）

このことについて、下記のとおり受入期間の変更をしたいので、申請します。

### 記

1 氏 名

2 変更前の期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3 変更後の期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 期間変更の理由

## 外国人研究員受入可否決定通知書

年 月 日

(学科等)

(学科等の主任氏名) 殿

和歌山工業高等専門学校長

○ ○ ○ ○

年 月 日付けで申請のあった外国人研究員の受入れについて、下記のとおり受入可否を決定したので、通知します。

### 記

1 氏 名

2 現 職

3 研究課題

4 受入期間 年 月 日～ 年 月 日

5 受入教員の職・氏名

6 受入条件

- 一 機構及び本校の諸規則を遵守すること。
- 二 本校は、給与を支給しないこと。
- 三 本校は、渡航費、滞在費、研究に関する諸経費及びその他の費用を支給しないこと。
- 四 原則として、本校は、住居を提供しないこと。ただし、提供する場合であっても、本校はその使用料を負担しないこと。
- 五 受入れ期間中において、本校の責に帰さない事由により被った損害その他一切の不利益に対し、本校はその責を負わないこと。
- 六 重大な過失により本校の施設・設備等を汚損、損傷又は滅失させたときは、その原状回復に必要な費用を弁償すること。



## 外国人研究員研究変更・中止申請書

年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

学科等 （学科等）

職 名

氏名（自署） （学科等の主任氏名）

このことについて、下記のとおり研究の変更・中止をしたいので、申請します。

記

1 氏 名

2 研究課題

3 変更・中止内容

4 変更・中止の理由

## 外国人研究員研究終了報告書

平成 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

学科等 （学科等）

職 名

氏名（自署） （学科等の主任氏名）

受入教員（自署）

このことについて、下記のとおり外国人研究員の研究が終了したので、報告します。

### 記

1 氏 名

2 研究課題

3 受入期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 研究概要（別紙添付：外国人研究員作成）